

第2章

(資料編)

東京都動物救援本部に関する資料

東日本大震災東京都動物救援本部設置要綱

第1条 本会は、東日本大震災東京都動物救援本部（以下「東京都動物救援本部」という。）と称する。

（目的）

第2条 東京都動物救援本部は、東日本大震災に際し、都内の避難所等に避難した被災動物等及びその飼養者に対して、動物愛護の精神に基づき、動物の生命と健康及び人間と動物の絆を守る観点から、必要な動物救護活動を行う。

（事業）

第3条 東京都動物救援本部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被災動物の救護のための人材派遣・物資援助・資金供与に関すること
- (2) 東京都が設置する東日本大震災東京都動物救援センター（以下「動物救援センター」という。）の運営に関すること
- (3) その他東京都動物救援本部の目的達成のために必要な事業

（救援基金）

第4条 東京都動物救援本部の活動財源として東日本大震災東京都動物救援基金（以下「動物救援基金」という。）を設ける。

- 2 東京都動物救援本部は動物救援基金に充てるため寄付金を募集する。
- 3 動物救援基金の収入は寄付金及び緊急災害時動物救援本部義援金の交付金とする。

（構成）

第5条 東京都動物救援本部は、当面、次の団体により構成する。

- (1) 社団法人東京都獣医師会
 - (2) 財団法人日本動物愛護協会
 - (3) 公益社団法人日本動物福祉協会
 - (4) 公益社団法人日本愛玩動物協会
 - (5) 社団法人東京都家庭動物愛護協会
- 2 東京都動物救援本部の目的に賛同する公益法人及び賛助団体が東京都動物救援本部に参加しようとする場合、又は、東京都動物救援本部を構成する団体（以下「構成団体」という。）が東京都動物救援本部から脱退しようとする場合には、本要綱で定める東京都動物救援本部会議において承認を得なければならない。
- 3 本要綱で定める東京都動物救援本部会議への参加者は、それぞれの構成団体の代表者とするが、各構成団体は、代表者以外の者を代理として議事に参加させることができる。

(役員など)

第6条 東京都動物救援本部に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
 - (2) 副本部長 1名
 - (3) 幹事 3名
- 2 役員の選出は各構成団体の代表者の互選により定める。
- 3 役員の任期は東京都動物救援本部が解散する時点までとする。

(役員の職務)

第7条 本部長は、東京都動物救援本部を代表し、東京都動物救援本部の事業を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故などがあり、職務を遂行できない場合、又はやむを得ない事情により本要綱で定める東京都動物救援本部会議への参加が不可能である場合は、副本部長、又はあらかじめ本部長が指名した者が、本部長の職務を行う。

(監事)

第8条 東京都動物救援本部に監事を置き、東京都動物救援本部の会計を監理する。

- 2 監事は、第5条第1項の構成団体から各1名選出するものとする。

(構成団体の役割)

第9条 社団法人東京都獣医師会は、次の事業を行うものとする。

- (1) 東京都動物救援本部の設置及び運営管理に関すること
 - (2) 被災動物の救護及び応急処置等に関すること
 - (3) その他動物救援に必要な災害応急業務に関すること
- 2 財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会及び社団法人東京都家庭動物愛護協会は、次の事業を行うものとする。
- (1) 東京都動物救援本部の設置及び運営管理に関すること
 - (2) 動物救援センター内のボランティアの人員配置
 - (3) 動物の飼育管理及び一時預かり、又は新しい飼い主の募集等に関わる活動
 - (4) その他動物救援に必要な災害応急業務に関すること

(東京都動物救援本部会議の招集など)

第10条 本部長は、第3条に掲げる事業を行うため、東京都動物救援本部会議を招集することができる。

- 2 東京都動物救援本部会議は、構成団体の過半数が出席しなければ、議事を開き決議することができない。
- 3 東京都動物救援本部の会議の議事は、出席団体の過半数をもって決し、可否同数の場合には、本部長の決することとする。

(運営委員会)

第11条 東京都動物救援本部内に運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、東京都動物救援本部が指名した、構成団体の実務担当者をもって構成する。
- 3 運営委員会は、東京都動物救援本部の意を受けて、事務局と一体となって東京都動物救援本部運営の一部を行い、目的の円滑な達成を図る。
- 4 運営委員会は東京都動物救援本部の事務局が招集する。
- 5 運営委員会は、東京都動物救援本部が緊急を要すると判断した場合には、事務局による電話連絡などにより意思決定することができる。ただし、その場合は次回の東京都動物救援本部会議にて承認を得なければならない。
- 6 運営委員会は必要と認められた場合は、運営委員会にオブザーバーを出席させることができる。

(行政機関等との調整)

第12条 東京都動物救援本部は、救援活動を円滑に実施するため、東京都、関係団体及び飼い主構成団体等の指導及び協力を得ることとし、そのための連絡調整を行う。

(事務局)

第13条 東京都動物救援本部の事務局は、社団法人東京都獣医師会内に置く。

(本部長への委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、東京都動物救援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が東京都動物救援本部に諮って、これを決める。

(東京都動物救援本部の解散)

第15条 東京都動物救援本部会議において、本要綱第3条に掲げる事業の必要性がなくなったと決議された時、又は災害などやむを得ない理由により東京都動物救援本部が存続できなくなった時をもって東京都動物救援本部を解散することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

東京都動物救援センターに関する資料

東日本大震災東京都動物救援センターの運営に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と東日本大震災東京都動物救援本部（以下「乙」という。）は、東日本大震災において被災した動物の一時預かりその他保護及び救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に準拠し、甲及び乙が協力して実施する東日本大震災東京都動物救援センター（以下「動物救援センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 この協定における動物とは、東日本大震災に際し、被災地から都内の避難所等に避難した飼い主が同行した被災動物（犬及び猫）等とする。

（活動内容）

第3条 甲及び乙は動物愛護の観点から、東日本大震災により自ら動物を飼育管理することが一時的に困難になった飼い主（以下「飼い主」という。）に対して、動物の保護及び適正な飼育に関する情報提供を行う。

2 乙は飼い主と動物の一時預かりについて契約を交わし、飼育管理を行う。

3 甲及び乙は、動物救護活動を円滑に行うため、以下の広報活動を積極的に行う。

(1) 都民等のボランティア活動への参画について

(2) 乙が設置する東日本大震災東京都動物救援基金（以下「動物救援基金」という。）への寄付金の募集について

(3) その他動物救援センターの活動関係情報について

4 乙は、緊急災害時動物救援本部へ義援金の配分申請を行い、その交付金を動物救援基金に充てるものとする。

（動物救援センター）

第4条 甲は、乙が動物保護及び救護活動を行う施設として動物救援センターを設置する。

2 乙は、動物救援センターにおいて、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 飼い主の所有する動物の一時的な飼育管理

(2) 飼育管理中に疾病に罹り、又は負傷した動物に対する処置

(3) 飼い主から動物飼育の継続が困難であると明確に意思表示された場合、飼育を希望する者で、適正に飼育できると認める者に対する動物の譲渡

(4) その他飼い主からの動物に係る相談等

(費用負担)

第5条 甲は、動物救援センターの基本部分の設置及び撤去に係る費用を負担する。

- 2 前項に規定する費用以外の費用（動物救援センターの運営（光熱水費、餌代等）及び施設の拡充に係る費用等）は、動物救援基金を充当する。

(運営状況の報告)

第6条 甲は必要に応じて、乙に対し、動物救援センターの運営その他この協定に基づき乙が実施する活動について、報告を求めることができる。

(活動の終了)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年9月30日までとする。

- 2 本協定期間終了後の動物救援センター収容動物の取扱いについては、甲及び乙で別途協議する。
- 3 活動期間終了後は、甲及び乙は速やかに動物救援センターの撤去を行う。
- 4 乙は、活動を終了したときは、速やかに次の事項について、甲に報告するものとする。
 - (1) 活動の具体的内容
 - (2) 活動の実施期間
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(補則)

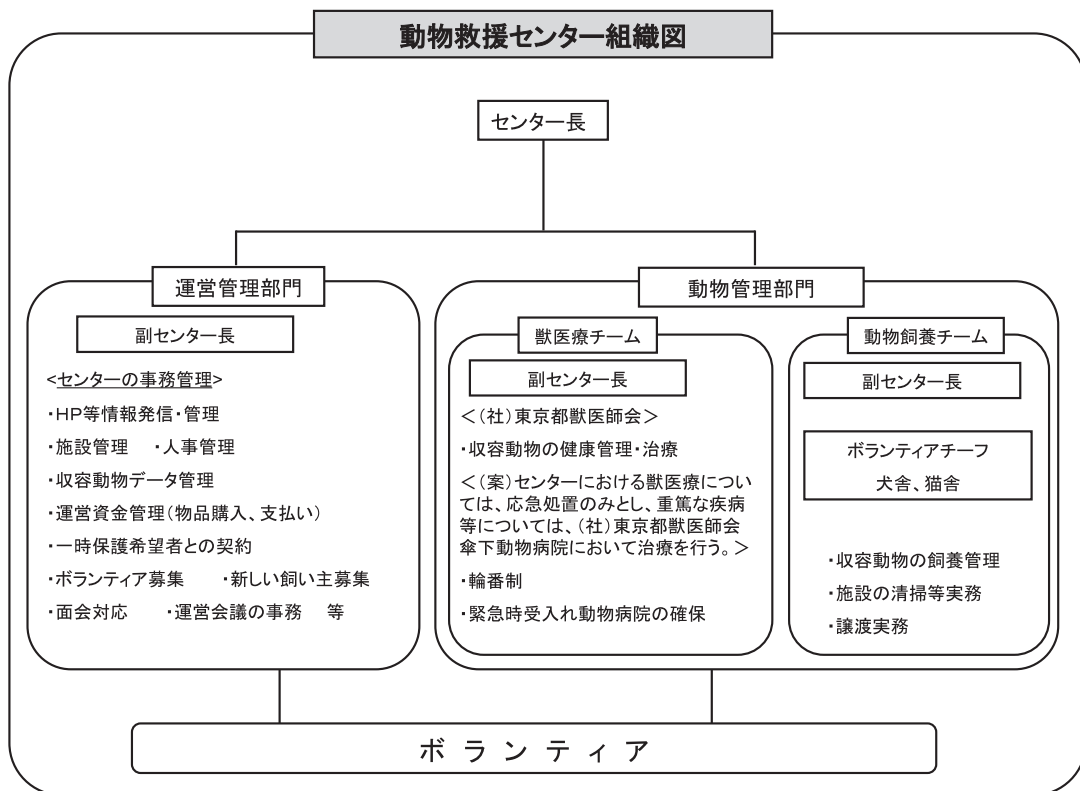
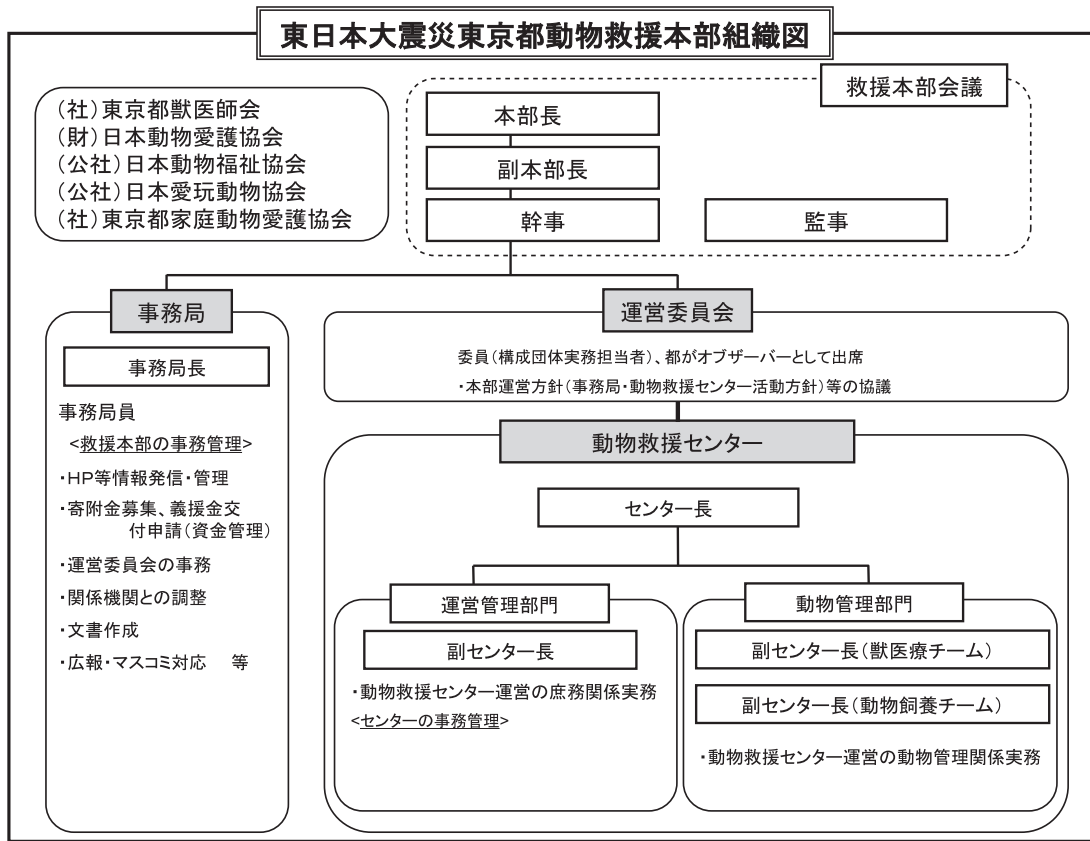
第8条 この協定に規定するもののほか、必要な事項は、甲及び乙間で協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成23年7月29日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都港区南青山一丁目1番1号
東日本大震災東京都動物救援本部長
社団法人東京都家庭動物愛護協会会長
須田 沖夫



救援本部・センター組織図

東日本大震災東京都動物救援本部役員一覧

本部設置時点（平成 23 年 7 月 25 日）

役員等	本部長	社団法人東京都家庭動物愛護協会	会長	須田 沖夫
	副本部長	社団法人東京都獣医師会	会長	村中 志朗
	幹事	財団法人日本動物愛護協会	理事長	中川 志郎
		公益社団法人日本動物福祉協会	理事長	山下真一郎
		公益社団法人日本愛玩動物協会	会長	小川 益男
	監事	社団法人東京都家庭動物愛護協会	常任理事	岡村 慎一
		社団法人東京都獣医師会	理事	天野 芳二
		財団法人日本動物愛護協会	常任理事	会田 保彦
		公益社団法人日本動物福祉協会	理事	兵藤 哲夫
		公益社団法人日本愛玩動物協会	事務局長	佐々木 勲
	事務局長	社団法人東京都獣医師会	副会長	小林 元郎
	センター長	公益社団法人日本動物福祉協会	調査員	山口千津子
	副センター長（獣医療部門）	社団法人東京都獣医師会	日野部会長	渡邊 建
副センター長（運営管理部門）	公益社団法人日本愛玩動物協会	理事	平井 潤子	
副センター長（動物飼養部門）	財団法人日本動物愛護協会	業務課長	谷茂岡良佳	

東京都地域防災計画 震災編（平成24年度修正）
（動物関係抜粋）

第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）（仮題）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組＜応急対策＞

3 危険物等の応急措置による危険防止

3-4 危険動物の逸走時対策

(1) 対策内容と役割分担

住民が飼養している特定動物等（特定動物、及びその他、人に危害を加える恐れのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関名	対策内容
都総務局	○情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都福祉保健局	○情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整
都産業労働局	○産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
都建設局	○都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
警視庁	○情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）
東京消防庁	○情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送
区市町村	○事故時には必要に応じ、次の措置を実施
	・住民に対する避難の勧告又は指示
	・住民の避難誘導
	・避難所の開設、避難住民の保護
	・情報提供、関係機関との連絡

第8章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組＜予防対策＞

1 初動医療体制の整備

1-4 防疫体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都福祉保健局	○区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備
区市町村	○都、関係団体等と連携した動物救護体制の整備

(2) 詳細な取組内容

＜都福祉保健局＞

○被災動物の救護活動について、区市町村や都獣医師会をはじめとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保も含めた動物救護体制を検討していく。

＜区市町村＞

○都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

（第2部第10章「動物救護」参照）

第8章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組 <応急対策>

1 初動医療体制

1-4 保健衛生体制

(1) 対策内容と役割分担

避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

機関名	対策内容
都福祉保健局	○関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置
	○負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護
区市町村	○被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力

(第2部第10章「動物救護」参照)

(2) 業務手順

○都福祉保健局は、関係団体等と協力して「動物救援本部」を設置し、関係団体等と協力して被災動物を保護する。

(3) 詳細な取組内容

カ 被災動物の保護

＜都福祉保健局＞

○負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。

○関係団体等と協働し、動物救援本部を設置する。

＜区市町村＞

○被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

第5節 具体的な取組 <復旧対策>

1 防疫体制の確立

(1) 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

機関名	対策内容
都福祉保健局	○「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整
	○負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護
区市町村	○被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力

(第2部第10章「動物救護」参照)

(2) 業務手順

＜都福祉保健局＞

○必要に応じて、他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援を要請するとともに、連絡調整を行う。

(3) 詳細な取組内容

ウ 被災動物の保護

＜都福祉保健局＞

○関係団体等と協働して設置した「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保

護活動を継続する。

＜区市町村＞

○被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

第10章 避難者対策

第5節 具体的な取組 ＜予防対策＞

3 避難所の管理運営体制の整備等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都福祉保健局	○避難所管理運営指針の改訂や区市町村の避難所運営体制整備の支援
	○避難所の衛生管理対策の推進
	○飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援
	○区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備
区市町村	○「避難所管理運営マニュアル」作成
	○公立小中学校等を避難所として指定した場合の、食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備
	○避難所の衛生管理対策の促進
	○飼養動物の同行避難の体制整備
	○都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備

(2) 詳細な取組内容

＜都福祉保健局＞

○「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」、「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」を改訂し、区市町村における「避難所管理運営マニュアル」の作成・改訂を働きかけるなど、区市町村における取組を支援する。なお、指針の改訂に当たっては、女性の参画を推進するとともに、災害時要援護者の視点等を踏まえて対応する。

○被災動物の救護活動について、区市町村や都獣医師会をはじめとした関係各団体等との連携を強化し、避難所等での動物の受入体制の整備や動物収容施設の確保を含めた動物救護体制を検討していく。

○避難所等から動物保護施設への負傷した動物等の受入等に関する仕組みを整備していく。

＜区市町村＞

○避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。

○地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

○都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

第10章 避難者対策

第5節 具体的な取組 <応急対策>

3 動物救護

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都福祉保健局	○被災動物の保護
	○関係団体等との連絡調整
	○関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置
	○避難所等における動物の適正飼養の指導等
区市町村	○同行避難動物の飼養場所等の確保
	○避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供
	○避難所等における動物の適正飼養の指導等

(2) 業務手順

別図

(3) 詳細な取組内容

都は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

ア 被災地域における動物の保護

- 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。
- 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。
- 都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

イ 「動物保護班」「動物医療班」の編成

- 発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図る。
- 「動物保護班」は、区市町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。
- 「動物医療班」は、「動物救援本部」からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、区市町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行う。

ウ 避難所における動物の適正な飼養

＜区市町村＞

- 開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

＜都福祉保健局＞

- 区市町村と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、

適正飼養を指導する。

- ・各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- ・避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整
- ・他縣市への連絡調整及び要請

(別図)

